

特定計量器輸入事業者報告書

年 月 日

福岡県知事

報告者 (住所、氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名)

計量法施行規則第 96 条の規定により、次のとおり報告します。

計量法施行令第 14 条に規定する特定計量器の種類	輸入数量	主な輸入国名

備考

様式第 88 (第 96 条関係)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

特定計量器輸入事業者報告書

年 月 日

福岡県知事

報告者（住所、氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名）

■■■■市◆◆◆町◇◇◇-〇

☆☆☆株式会社

代表取締役 ◎◎ ◎

計量法施行規則第96条の規定により、次のとおり報告します。

計量法施行令第14条に規定する特定計量器の種類	輸入数量	主な輸入国名
ひょう量が20キログラムを超え、200キログラム以下の非自動はかりであつて、専ら体重の計量に使用するもの	200	中華人民共和国
ひょう量が20キログラム以下の非自動はかりであつて、専ら乳幼児の体重の計量に使用するもの	0	
ひょう量が3キログラム以下の非自動はかりであつて、専ら調理に際して食品の質量の計量に使用するもの	0	

【計量法施行令第14条の規定する特定計量器の種類】

次のいずれかを記入してください。

- ・ひょう量が20キログラムを超え、200キログラム以下の非自動はかりであつて、専ら体重の計量に使用するもの
- ・ひょう量が20キログラム以下の非自動はかりであつて、専ら乳幼児の体重の計量に使用するもの
- ・ひょう量が3キログラム以下の非自動はかりであつて、専ら調理に際して食品の質量の計量に使用するもの